⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本件地域と福岡市等とを結ぶ高速交通ネットワークの形成を主な目的とし、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく４車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについて、唐津インターチェンジから北波多インターチェンジ（仮称）までの区間においては山側案（申請案）、海側案及びその中間案の３案、北波多インターチェンジ（仮称）から伊万里東インターチェンジ（仮称）までの区間においては山側案、海側案及びその中間案（申請案）の３案による検討がそれぞれ行われている。各区間において申請案と他の２案とを比較すると、いずれの申請案も、橋梁及びトンネルの総延長と施工期間が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、いずれの区間においても申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う一般国道の改築工事及び市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件地域と福岡市等とを結ぶ高速交通ネットワークを整備するとともに、現道は、自然災害等により通行規制が行われ、線形不良箇所が多数存在することなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、佐賀県知事を会長とする西九州自動車道建設推進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　佐賀県伊万里市役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　佐賀県伊万里市南波多町古里字後口谷、字広田及び字山ノ口、水留字前平、大曲字裏ノ原、高瀬字馬ノ子谷、字梅ノ木谷及び字宇登山、井手野字深瀬、字端山、字下対、字上対、字中川原、字裏ノ原及び字新久田、原屋敷字上項、字平松、字原、字長峰、字桑ノ木原、字清水原、字上三操屋及び字萬藏山並びに府招字上万場、字乙房、字平松、字道源、字長田、字大原、字船川及び字小原

○国土交通省告示第五九三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第二十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十四年二月二十三日

国土交通大臣　前田　武志

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道497号新設工事（西九州自動車道「伊万里松浦道路」新設工事・佐賀県伊万里市山代町久原字大波瀬地内から長崎県松浦市今福町東免字松本ノ前地内まで、同町浦免字宮田地内から同町仏坂免字立岩地内まで及び同市調川町下免字赤壽地内から同市志佐町浦免字寺田地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　佐賀県伊万里市山代町久原字大波瀬、字伊勢越、字打越、字浜鴫、字千把ヶ岳、字城休及び字追崎並びに山代町立岩字高群、字苗代田、字尾路崎、字大川口、字野林、字門ノ上、字天神、字黒藻、字栗山、字蟹喰、字佐代ノ上、字佐代田原、字北田原、字川渕、字中ノ谷、字亥ノ子倉及び字小松堀地内

長崎県松浦市今福町滑栄免字札ノ元、字深坂、字小山及び字五島防、今福町東免字横岩、字焼山、字蘭木、字クワヨミ、字浦ノ田及び字松本ノ前、今福町浦免字宮田、今福町仏坂免字五百田、字宮田、字楠籠及び字仏坂、調川町下免字赤壽、字宮ノ前、字江口山及び字浜口並びに志佐町浦免字豆グル、字大浜及び字寺田地内

２　使用の部分　佐賀県伊万里市山代町久原字大波瀬、字伊勢越、字打越、字浜鴫、字千把ヶ岳、字城休及び字追崎並びに山代町立岩字高群、字苗代田、字大川口、字野林、字門ノ上、字天神、字栗山、字蟹喰、字佐代ノ上、字佐代田原、字北田原、字川渕、字中ノ谷、字亥ノ子倉及び字小松堀地内

長崎県松浦市今福町滑栄免字札ノ元、字深坂及び字五島防、今福町東免字横岩、字焼山、字蘭木、字クワヨミ、字浦ノ田及び字松本ノ前、今福町浦免字宮田、今福町仏坂免字五百田、字楠籠、字仏坂、字坂中、字鳥越及び字立岩、調川町下免字赤壽、字北久保、字牧ノ地、字前目、字天神坂、字古園、字宮ノ前、字江口山及び字浜口並びに志佐町浦免字豆グル及び字大浜地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、佐賀県伊万里市東山代町長浜字浜頭地内の伊万里西インターチェンジ（仮称）から長崎県松浦市志佐町浦免字寺田地内の松浦インターチェンジ（仮称）までの延長17.2㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道497号新設工事（西九州自動車道「伊万里松浦道路」新設工事）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道497号新設工事（西九州自動車道「伊万里松浦道路」新設工事）」（以下「本体事業」という。）と、本体事業の施行により遮断される一般国道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の新設は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。